

令和2事務年度における相続税の調査等の状況（鹿児島県版）

令和3年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

令和2事務年度における相続税の実地調査の状況

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

令和2事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（570万円）が対前事務年度比200.0%と増加しました。**

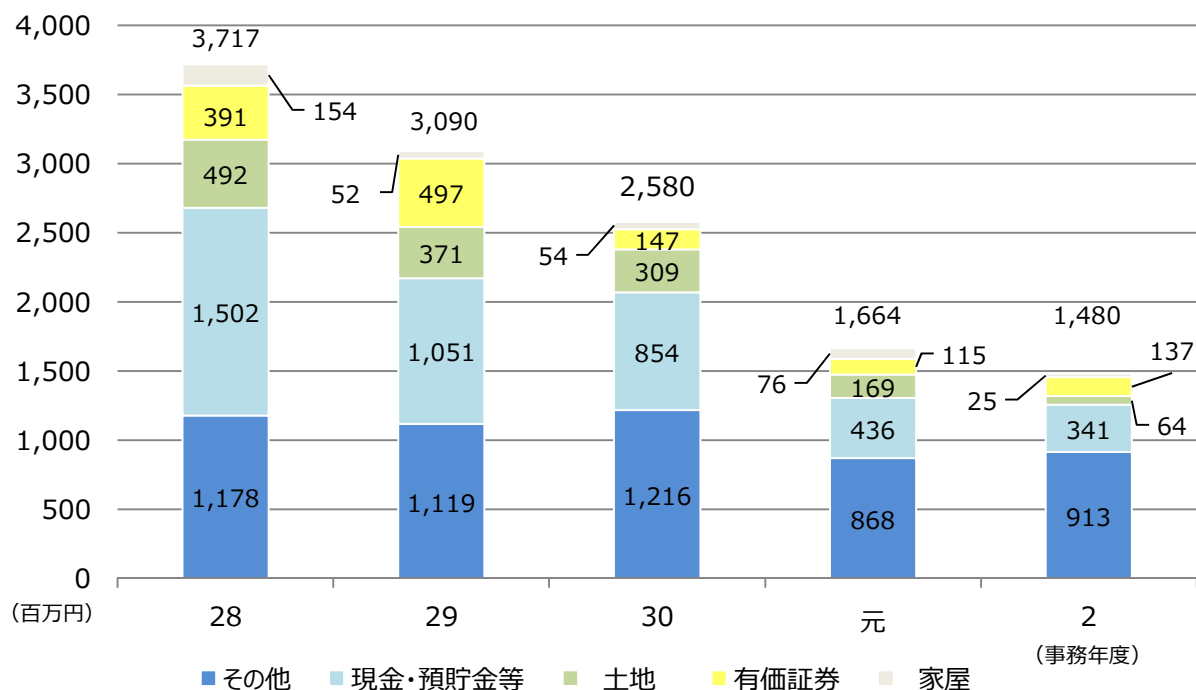
○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 88	件 61	% 69.3
②	申告漏れ等の非違件数	件 76	件 54	% 71.1
③	非違割合 (②/①)	% 86.4	% 88.5	ポイント 2.1
④	重加算税賦課件数	件 9	件 2	% 22.2
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 11.8	% 3.7	ポイント ▲ 8.1
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	百万円 1,636	百万円 1,513	% 92.5
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 190	百万円 140	% 73.7
⑧	追徴 税額	百万円 220	百万円 310	% 140.9
⑨		百万円 31	百万円 38	% 122.6
⑩		百万円 251	百万円 348	% 138.6
⑪	1 実地 件当 り調 査	万円 1,859	万円 2,480	% 133.4
⑫		万円 285	万円 570	% 200.0

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

